

# 選挙管理委員会議案

( 3 1 年 第 2 回 )

上 三 川 町

# 会 議 次 第

平成 3 1 年 3 月 2 8 日 午前 9 時

上三川町役場 3 階 中会議室

## 1 開会

## 2 挨拶

## 3 議事

議案第 1 号 選挙人名簿の登録について

議案第 2 号 選挙人名簿の抹消について

議案第 3 号 選挙権を有する者の 5 0 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数について

議案第 4 号 選挙人名簿の抹消予定について

議案第 5 号 栃木県議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名について

議案第 6 号 栃木県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名並びにその職務を行うべき日について

議案第 7 号 栃木県議会議員選挙における開票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名について

議案第 8 号 栃木県議会議員選挙における投票所の投票立会人について

議案第 9 号 栃木県議会議員選挙における期日前投票所の投票立会人について

議案第 1 0 号 上三川町長選挙におけるポスター掲示板の区画数について

議案第 1 1 号 上三川町長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

議案第12号 上三川町長選挙の選挙公報の様式等について

4 その他

5 閉会

議案第 1 号

選挙人名簿の登録について

別冊名簿に記載された者を平成 3 1 年 3 月 2 8 日選挙人名簿に登録する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

選挙人名簿 別冊

別紙

選挙人名簿登録者数

(単位：人)

投票区	前回登録者数(H31. 3. 1)			今回登録者数(H31. 3. 28)			増 減		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1投票区	1,193	1,217	2,410	1,193	1,216	2,409	0	△1	△1
第2投票区	1,897	1,885	3,782	1,898	1,884	3,782	1	△1	0
第3投票区	727	704	1,431	726	704	1,430	△1	0	△1
第4投票区	942	976	1,918	942	976	1,918	0	0	0
第5投票区	2,179	1,778	3,957	2,174	1,788	3,962	△5	10	5
第6投票区	1,420	1,423	2,843	1,424	1,427	2,851	4	4	8
第7投票区	1,394	1,402	2,796	1,397	1,403	2,800	3	1	4
第8投票区	1,764	1,716	3,480	1,760	1,718	3,478	△4	2	△2
第9投票区	1,483	1,440	2,923	1,493	1,451	2,944	10	11	21
合 計	12,999	12,541	25,540	13,007	12,567	25,574	8	26	34

議案第 2 号

選挙人名簿の抹消について

次の者は、死亡したこと又は日本の国籍を失ったこと、本町の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったこと及び登録の際に登録されるべきでなかったことのいずれかに該当したので、公職選挙法第 28 条（昭和 25 年法律第 100 号）の規定により選挙人名簿から抹消するものとする。

平成 31 年 3 月 28 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

別紙のとおり

議案第3号

選挙権を有する者の50分の1、6分の1及び3分の1の数について

平成31年3月28日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

平成31年3月28日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数

512 人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の6分の1の数

4,263 人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

8,525 人

議案第 4 号

選挙人名簿の抹消予定について

次の者は、本町の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったときに、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により選挙人名簿から抹消するものとする。

平成 31 年 3 月 28 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

別紙のとおり



議案第 5 号

栃木県議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務  
代理者の住所及び氏名について

平成 31 年 4 月 7 日執行の栃木県議会議員選挙について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任するものとする。

平成 31 年 3 月 28 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1 投票区				
第 2 投票区				
第 3 投票区				
第 4 投票区				
第 5 投票区				
第 6 投票区				
第 7 投票区				
第 8 投票区				
第 9 投票区				

議案第 6 号

栃木県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその  
職務代理者の住所及び氏名並びにその職務を行うべき日について

平成 31 年 4 月 7 日執行の栃木県議会議員選挙について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任するものとする。

平成 31 年 3 月 28 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

期日前 投票所名	投票管理者			投票管理者の職務を代理すべき者		
	職務を行う べき日	住 所	氏 名	職務を行う べき日	住 所	氏 名
上三川町役場 町民ホール	3 月 3 0 日			3 月 3 0 日		
”	3 月 3 1 日			3 月 3 1 日		
”	4 月 1 日			4 月 1 日		
”	4 月 2 日			4 月 2 日		
”	4 月 3 日			4 月 3 日		
”	4 月 4 日			4 月 4 日		
”	4 月 5 日			4 月 5 日		
”	4 月 6 日			4 月 6 日		

議案第 7 号

栃木県議会議員選挙における開票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名について

平成 31 年 4 月 7 日に行う栃木県議会議員選挙について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 61 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 67 条第 1 項の規定により、上三川町開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任するものとする。

平成 31 年 3 月 28 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

開 票 管 理 者		開票管理者の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名

議案第 8 号

栃木県議会議員選挙における投票所の投票立会人について

平成 31 年 4 月 7 日執行の栃木県議会議員選挙について、各投票区の投票立会人を次のとおり選任するものとする。

平成 31 年 3 月 28 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

投票区	選任月日	住所	生年月日	党派	氏名
第 1 投票区	3 月 28 日	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
第 2 投票区	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
第 3 投票区	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
第 4 投票区	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
第 5 投票区	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
第 6 投票区	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
第 7 投票区	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
第 8 投票区	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
第 9 投票区	3 月 28 日				
	3 月 28 日				
	3 月 28 日				

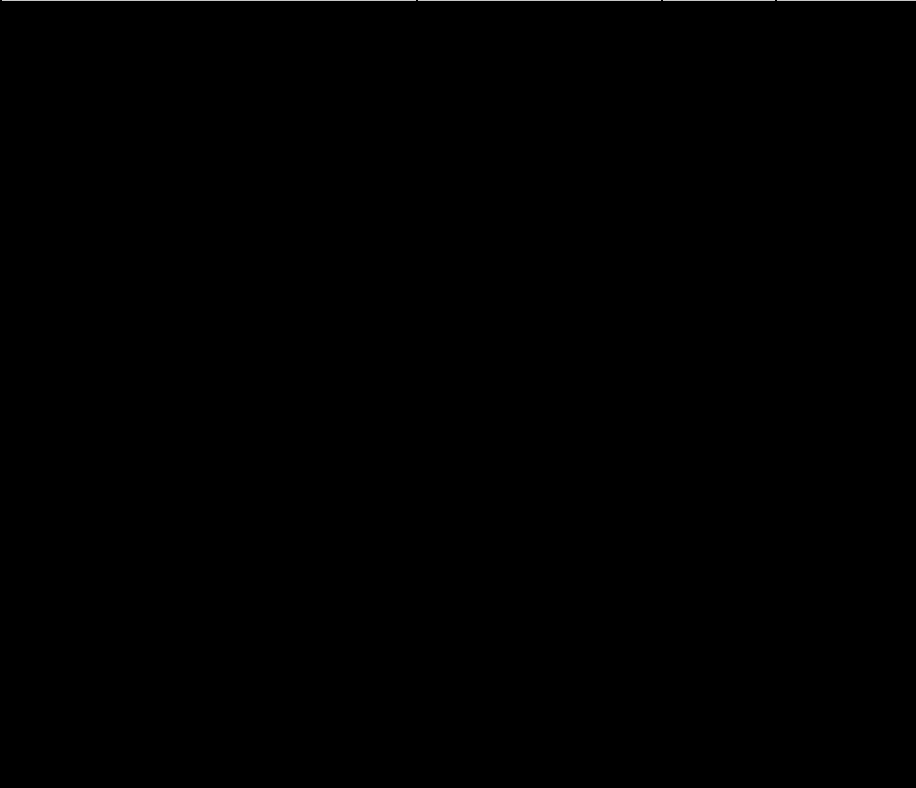
議案第 9 号

栃木県議会議員選挙における期日前投票所の投票立会人について

平成 31 年 4 月 7 日執行の栃木県議会議員選挙について、期日前投票所の投票立会人を次のとおり選任するものとする。

平成 31 年 3 月 28 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

立会日	選任月日	住所	生年月日	党派	氏名
3月30日	3月28日				
	3月28日				
3月31日	3月28日				
	3月28日				
4月1日	3月28日				
	3月28日				
4月2日	3月28日				
	3月28日				
4月3日	3月28日				
	3月28日				
4月4日	3月28日				
	3月28日				
4月5日	3月28日				
	3月28日				
4月6日	3月28日				
	3月28日				

議案第10号

上三川町長選挙におけるポスター掲示板の区画数について

平成31年4月21日執行の上三川町長選挙におけるポスター掲示板の区画数を次のとおり定めるものとする。

平成31年3月28日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

上三川町長選挙ポスター掲示板の区画数 4区画

議案第 1 1 号

上三川町長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

平成 3 1 年 4 月 2 1 日に行われる上三川町長選挙における上三川町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第 1 条の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

投票区名	数	ポスター掲示場の設置場所
第 1 投票区	9	上郷 1 区公民館・上郷 2 区公民館付近・上郷 3 区薬師堂・農村環境改善センター・本郷小学校・蓼沼配水場・向川原公民館・東汗公民館付近・本郷中学校
第 2 投票区	8	西汗上西(元(株)人財クワイエット付近)・本郷北コミュニティセンター・西汗コミュニティ運動広場・西汗下公民館・磯岡公民館・美里(みさと公園)・本郷台団地(ゆうがお公園)・西木代公民館
第 3 投票区	9	三ツ家公民館付近・常光坊(元消防倉庫付近)・五分一(上野自動車工業付近)・五分一(ラマン山岡家付近)・三村公民館・星宮神社付近・坂上河原公民館付近・三本木公民館付近・坂上小学校
第 4 投票区	7	上三川中学校(東側)・上三川中学校(西側)・下町公園・下町 1 区(キグナスカソリスタント付近)・中央公民館入口・下蒲生公民館・下蒲生(下蒲生バス停付近)
第 5 投票区	7	上三川町役場(南東側)・上三川町役場(北西側)・上町(並木公園)・峰町公民館・開沼園芸入口付近・日産上三川寮付近・日産白鷺寮付近
第 6 投票区	7	中町(中央十字路付近)・石和石材付近・東館地藏尊付近・井戸川公民館・桃畑公民館・上三川小学校・大町(大通り公園)
第 7 投票区	8	間の田(ローソン上三川多功店付近)・明治南コミュニティセンター・天神町(天神公園)・下多功(カートック小川付近)・下梁公民館・川中子 1 区(川中子バス停付近)・富士見台(谷中興産(株)付近)・県営住宅(西公園)
第 8 投票区	8	明治小学校・明治小学校学童保育館・上梁公民館付近・川中子 2 区公民館・下神主(水環境神主公園北側駐車場)・上神主公民館付近・鞆堂公民館・ゆうきが丘(ゆうき公園)
第 9 投票区	8	北小学校東側入口・上蒲生北部公民館・上蒲生郵便局付近・日産第 3 アパート・川中子 3 区公民館付近・石田下坪公民館・西田南公民館付近(北側約 100m)・石田コミュニティセンター

議案第 12 号

上三川町長選挙の選挙公報の様式等について

平成 31 年 4 月 21 日執行の上三川町長選挙の選挙公報は、次のとおり発行するものとする。

平成 31 年 3 月 28 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

1 選挙公報の形式

標題
啓発欄

2 B4 版に表裏印刷とし、候補者の数により適宜増頁する。

3 1 頁に印刷する掲載文は、候補者 2 人分までとする。

4 標題欄は、次のように記載する。

平成 31 年 4 月 21 日執行 上三川町長選挙選挙公報 上三川町選挙管理委員会
--

5 写真は、右上部に掲載する。

6 公報は、写真製版により印刷する。

7 公報の掲載順序は、別記のとおりとする。

8 候補者から提出された原稿をそのまま写真製版により印刷した旨を各頁の最下部に記載する。